

条時頼（左近将監、相模守）によって一二四七年に地頭職を与えられた。南九州の封建時代は実質的にはここから始まるといつて過言ではない。入来文書を無視して、南九州の中世史を語れないのは火を見るよりも明らかだ。問題はその読み方である。朝河はこれをヨーロッパ封建制との比較史の文脈で読んだが、この「比較封建制史の視点」こそがこれまで敬遠されてきたのだ。この事実をより明確に示すために、朝河が用いた欧文著作を一覧しておく。

二〇世紀前半の二つの大戦と後半の冷戦が終わり、二一世紀を迎え、朝河史学はようやく甦る契機を得た。グローバル時代の今日ほど諸国民の相互理解のための各国史の必要な時代はない。古典的な名著が出版以来七六年ぶりに初めて邦訳されたのは、偶然ではないかもしれない。『The Documents of Iriki』（一九二九年）は、真に教奇な著作である。これはわが国の西洋史を含めて史学界全体の歪みを映す小さな鑑であるといつてよいのではないか。

補節 海老澤衷「鎌倉幕府の成立と惟宗忠久」を読む

『朝河貫一と日欧中世史研究』^②の編者・海老澤衷論文「鎌倉幕府の成立と惟宗忠久——朝河貫一研究との関連で」^③を読んでみた。

海老澤氏曰く「矢吹晋氏は忠久論を「陰画」としてとらえているが、中世国家成立史全体の研究からすれば、ポジとネガは逆転し、渋谷（入来院）氏の活躍は「陰画」であり、惟宗（島津）忠久の動向こそが陽画であるからである」。海老澤氏のような理解が日本史学界の常識らしい。その根拠は「鎌倉幕府成立史を究め、いまでもそのスタンダードの位置を失わない石井進著『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇年）では、惟宗忠久の動きが随所で考察され、守護および地頭研究の一原点となつてることがわかる。その後の研究においても、東国では特に「守護」・「地頭」に関わる歴史事例が乏しく、鎌倉幕府成立期に生きた島津忠久は全国的に見てもこれらを研究する貴重なモデル

表 2-4 朝河貫一が引用した欧文著作

書名	著編者	邦訳書名
<i>Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters</i> , 1924	Kötzschke, Rudolf	ケチューケ・ルドルフ『中世国民経済史』1924年
<i>Actes de Philippe Ier</i>	Prou	ブルー『フィリップ一世の法典』
<i>Assises de Jerusalem (la cour de bourgeois)</i>		『エルサレム法典』(ブルジョア法廷)
<i>Cartulaire de l'abbaye de St.Père de Chartre</i>	Guérard	ゲラルド『サン＝ペール・ド・シャルトル大修道院台帳』
<i>Chartes de l'abbaye de St.Germain-des-Prés</i> ,	Pourpardin	ブルパルダン「サン＝ジェルマン＝デ＝ブレ大修道院文書』
<i>Conrad II's const.</i> , 1037		『(神聖ローマ帝国) コンラド二世の憲法』1037年
<i>Coutumes de Beauvaisis</i> , 1296	Philippe de Beaumanoir	フィリップ・ド・ボーマノワール『ボヴェジ慣習法書』(稿訳あり)1296年
<i>De ordine palatii</i> , 882	Hincmar (806-882)	ヒンクマル『王宮の法令(君主の鏡)』882年
<i>Essai sur l'origine de la noblesse en France au moyen age</i>	Guilhiermoz	ギリアモーツ『フランスにおける貴族の起源』
<i>Frederick II's conféd.</i> , 1220		『(神聖ローマ国) フリードリッヒ二世の連邦』1220年
<i>Le grand coutumier de France</i> , 1371-91	d'Ableiges, Jacques	ジャック・ダブレージュ『フランス大慣習法』1371~91年
<i>Hist. de Bretagne</i>	Morice	モーリス『ブルターニュ史』
<i>la Coutume de Paris</i> , 1770	Charles du Moulin	シャルル・デュ・ムラン『パリの慣習法』1770年
<i>Le Roi de France et les mauvaises coutumes</i>	O.Martin, I	O・マルチン一世『フランス国王と悪習』
<i>Les établissements de Saint Louis</i> , 1881-86	Viollet, Paul	パウロ・ヴィオレー編『サン・ルイ法典』1881-86年
<i>Lib. feud.</i>		『封土の書』
<i>Ordonnance, Avr.</i> 1667		『一六六七年四月の法令』1667年
<i>Ordonnances des roys de France</i> , 1723-1849		『フランス国王の法令』1723~1849年
<i>Philip Augustus's law of 1209</i>		『フィリップ二世の一二〇九年の法令』
<i>Questions d'histoire</i> , 1907	Imbart de la Tour	『歴史の問題』1907年
<i>Sacramentum fidelium</i> , 858	Simond, ed.	シルモンド編『忠誠の誓約』858年
<i>Somme rural</i>	Boutillier, Jehan	ブーティリエル『農村大全』
<i>Speculum juris</i>	G.Durandus (1237~1296)	G・ドゥランドゥス『法の鏡』
<i>Summa de legibus Normannie</i>	Tardif, Ernest Joseph	アーネスト・タルディフ編『ノルマンディ人の法律大全』
<i>the Coutumes gén. des trois bailliages ...</i>	Bonvalet, Parisot	バリゾー・ボンバレ『三大法官裁判管区』
<i>Très ancien coutumier de Normandie</i>		『ノルマンディの非常に古い慣習法』
<i>Vulgate</i>	Lehman, ed.	レーマン編『民衆ラテン語訳聖書』

となつてゐる」由である。⁽⁴⁾

海老澤論文は「はじめに、一 惟宗忠久の前半生における謎と鎌倉幕府成立期の活動、二『吾妻鏡』に登場する島津忠久、三 惟宗忠久をめぐる社会構造からの研究、四 惟宗忠久の出生をめぐる研究の流れ、五『島津忠久の生ひ立ち』の構成と朝河による忠久出生伝説の四階梯、おわりに」の五節からなる。海老澤の問題意識は「おわりに」(一六五～一六六頁)で整理されているので、ここから読んでみよう。要約すると、次の四カ条になる。

① 惟宗忠久は「文治・建久期の「地頭」・「守護」・「凶田帳」について、自己の持ち場で懸命にそのあり方を追求し、「中略」幕府中枢部に受け入れられ」た。② 朝河は「島津忠久」の出自に世界的に見ても希有な伝承体系を見出し、客観的に分析することを目指した。したがって、西南雄藩に対する個人的感情や「真偽を明らかにする」といった初期の実証主義は克服されて「いた。③ 朝河の「関心事は、伝承がどのような事実の上に構築され、長い時代の中でのように有効性を保ち、取捨選択されていくかである。執筆過程でマルク・ブロックの『王の奇蹟』が意識されていたことは十分に考えられるところである」。④ 朝河は「日本の「文明開化」や「近代化」の裏に潜む特異な系譜意識に関心を持った「中略」その論旨構築の方法自体が(一九三〇年代の日本史学界では)異質なものであった」。海老澤論文は、若き史学徒として朝河論文を知り、晩年に朝河の挙げた史料を一つ一つ読み直した末にたどりついた結論をまとめた文章であり、歴史家・海老澤の総括といった匂いがして印象深い。歴史学の門外漢として朝河を読んできた私の印象は、相当に異なるのでその違いを指摘したい。

第一に、朝河はこの忠久論(島津忠久の生ひ立ち)矢吹編訳『朝河貫一比較封建制論集』所収)を「書きたくて書いた」のではない。サブタイトルを「低等批評の一例」として、本文中では「低等批評の一演習」とも名づけている。禁欲的な朝河からすると、このような小品は、もし書かないで済むならば書きたくなかつたエッセイである。事実朝河は一九三九年に自らの二七論文を自選した目録を作成しているが、そのリストには挙げられていない。このリスト作成の意図を彼はリストの説明書きで次のように述べている。「書評・抄録類は通俗的な論文同様に含めない。また編集

に協力した結果として、あるいは研究の責任者としてアサカワの名が付してあるものも含めない」と。独創的な論点を含まないものを彼は挙げなかったが、「島津忠久の生い立ち」は、独創という趣旨にふさわしくないとしてリストから外されている。一九三九年というのは、朝河から見てもどんな年であったか。一〇月八日にはヒトラ一の自殺を予言し、同二二日には日本の東亜新秩序論の狂騒を批判した手紙を親友の村田勤に送っており、また一九二六年以後の日記を整理した経緯とあわせて推測すると、日米開戦を予想して身辺を整理した可能性さえ推測できよう。このような時期に朝河は自らの学術研究として後世に残すリストを作成しながら、その「リストに加えるべきものではない」が、と自省しつつ、力を込めて書いたものが「島津忠久の生い立ち」である。私が入来文書を「陽画」と呼び、忠久の生い立ちを「陰画」と呼ぶのは、これを直接的理由とするが、同時に、入来文書と島津家文書も、陽画と陰画の関係にある。ここに朝河史学の革命的意義があると私は考えている。⁷⁵⁾

図版2-1(上図)は、『史苑』第二卷第四号掲載の論文「島津忠久の生い立ち」の伏字を朝河自身が起こした例である。朝河のこの伏字起こしを『朝河貫一とその時代』⁷⁶⁾において紹介した。

朝河が島津家文書に含まれる『薩藩旧記』から入来文書が存在に気づいたことは比較的知られているが、島津家文書の史料的价值は入来文書に及ばないとみるのが朝河史学の核心であることは、日本ではほとんど理解されていない。⁷⁷⁾ というのは、島津家文書は東京大学が誇るほとんど唯一の国宝級史料であるのに対して、入来文書は最後には島津藩に吸収された相対的に小さな一族の史料にすぎないではないか、という反論がただちに予想される。質量から見て、入来文書は島津家文書の付録にすぎない、とみるのが日本史学界の常識とされている。

朝河の『The Documents of Itiki』を真に読んだ読者には、島津家文書からはとうてい見えない歴史の真実⁷⁸⁾が入来文書によって明かされていることが理解できるはずだ——朝河はこう自負して『The Documents of Itiki』を書いた。しかしながら、朝河の自負は冷水で迎えられた。

海老澤の指摘したように、松下重資『島津創業史』⁷⁹⁾の忠久論は、朝河から見ても二重、三重に誤謬の拡大再生産で

あつた。そもそも朝河は島津久光が重野安禪⁸⁰に命じて調べさせ、根拠を発見できないにもかかわらず、訂正を怠る『島津国誌』への不満を抱いているところに、以仁王伝説を加えて、皇室との関係を偽造しようとする偽史造りが日本ナシヨナリズムに何をもたらすか、この差し迫る事態をいよいよ危惧して、朝河は「島津忠久の生い立ち」を執筆した。朝河のみるところ、三上参次が巻き込まれた正閏問題に同情してきた朝河は、島津藩史の偽史作りが皇国史観に流れる日本社会の風潮を加速する恐れを容認できなかったと思われ⁸¹る。

海老澤は「世界的に見ても希有な伝承体系」と、朝河の風刺を真面目に受け止めているようだが、これは甘すぎるのではないか。四〇〇字詰め約二五〇枚の長い批評になったのは、偽史が鎌倉幕府に始まり、明治維新以後も続いたためであり、その完膚なき批判には、一つ一つ偽史の偽史たるゆえんを指摘する必要に迫られたからにはかならない。私の評価は「陰画にすぎない」の一言に尽きる。忠久を頼朝の落胤とする説の流布を必要としたのは、忠久が元来「帰化系の家柄」で近衛家の警護を担ってきた人物であること、すなわち頼朝の「敵対勢力側にいた人物」だからであろう。しかしながら、忠久はその経歴と職業のゆえに国際情勢の分析と権力闘争あるいは権力の所在には敏感であつた。東国の鎌倉に幕府が樹立され、この権力が京都の公家勢力を呑み込むのも時間の問題と見破つた忠久は、頼朝の権力と和解する道を模索し始める。ただし、現実の幕府と公家勢力との権力闘争は、当初誰にもその行方がわからず、後鳥羽上皇は幕府打倒に決起したが失敗して二二一年隠岐島に流された。院政下の庄研究に光を当てた朝河の庄研究は、牛原庄に始まり水無瀬庄をもって終わる。ここで後鳥羽上皇の配流と水無瀬庄の終焉、庄の封土化は経済的現実が政治的帰結を導いた史実を象徴している。

幕府創設の一八五年から一二二一年隠岐島配流までわずか三六六年にすぎないが、この間の権力交代期であつて、忠久側は頼朝との接点を必死に求めた。その苦闘の成果が頼朝落胤説にほかならない。他方、入来院側は相模国から薩摩に下向した時点からすでに幕府の御家人であることは天下周知の事実であつた。

朝河は忠久の横顔を次のように結論づけている。

忠久は自他の称した通り惟宗氏であろう。その名に忠の字があるのもそのためであろう。父母については徴すべき確証がない。しかしその生れたのは一六五年よりやや前であろう。多分もとは純粹の京紳で、若い時から藤原氏殊に近衛家の所従（しよじゆう）であつて、その恩顧によつて兵衛、衛門の尉（じやう）となり、檢非違使となり、一時は賀茂祭主を勤め、或いは何時かは播磨掾（はりまのじやう）となつた時もある。また近衛を仰ぐことから島津庄に重要な庄職（じやうしやく）を宛て行われ、その他にも同家及び他の高家から他の庄職を得たろう。少なくとも一一八〇年まで、または更に数年後在京し、然る後ある年からある有力の所縁によつて頼朝の御家人となつた。（矢吹訳『朝河貫一比較封建論集』、四三七頁）

忠久がこのような生い立ちをもつ武士ならば、鎌倉からみると、彼は二つの意味で決定的な役割を果たしうる人材になる。一つは摂関政治を担う近衛家を通じて公家勢力の動向をつかむ役割を担う。もう一つは、近衛家の財政を支える島津庄の管理人として、九州全体における幕府権力と旧権力との決戦において重要な役割を果たしうる可能性が大きい。こうして鎌倉側の取り込み思惑は忠久の旧政権危機意識と重なる。

鎌倉東国政権が全国政権に成長するためには、忠久の協力は必須であり、忠久はこの期待に応えた。海老澤のいう「前半生における謎」が消えて次第に『吾妻鏡』で存在を大きくする背景は、およそ以上のような経緯ではないか。

一言でいえば、忠久落胤伝説は必要性があつて創作され、それは明治維新まで続いた。これが一つ。ただし、忠久＝島津藩は、古代日本を中世日本に転換させる歴史においては、脇役を担つたにすぎない。主役の座は頼朝であり、頼朝を直接支えた御家人たち、たとえば地頭入来院とみるべきである。私が入来院書を「陽画」と見立て、島津忠久の活動を「陰画」と見立てるのは、以上の経緯を説明するためにほかならない。

神奈川県大和市の高座「渋谷」は、中世の「渋谷庄」の名残りである。その渋谷一族のうち、相模渋谷氏は一二四七年に薩摩国入来に地頭として派遣された。渋谷氏の上野、伊勢、美作などの領地はその後他人の手に渡つたが、薩摩には、その倍以上の領地が戦国合戦の恩賞（恩給 *Benefice*）として与えられた。一時は島津を恐れさせる勢力を誇示

したが、やがて島津の軍門に降り、明治維新を迎えた。

この武家屋敷に残された入来文書は、武士社会の誕生から終焉までの細密画が描かれた宝庫である。朝河が入来文書の学術的価値を発見し、国際的名声を得たが、やがて忘れられた。

あらかじめ結論を先取りしておく、次のような具合である。

①日本の庄をヨーロッパのマナーになぞらえるのは、時代錯誤である。庄は古代的なものだが、その土地が封土化して、日本の封建時代が生まれた。封土化した新型庄こそがマナーと対比できるのであり、庄一般をマナーに比定するのは、古代と中世を混同した時代錯誤だ。

②ヨーロッパのマナーには農奴^⑧がいたが、日本にはいなかった。日本の小作人あるいは下人、所従などと呼ばれた農民は、土地を所有する領主あるいは地主から土地を借りて耕作し、地代として年貢を取めた。ここには経済外的強制はなく、小作人たちは自らの意志で巧みに水田を耕した。この自主性、主体性はヨーロッパの農民と大きく異なる。

③ヨーロッパの三圃制農業と、日本の水稲耕作には大きな違いがある。水稲耕作は水が肥料をもたらし、土壌を保護するので、連作が可能であった。千年以上にわたって連作しても、連作障害は生じなかった。これに対してヨーロッパの乾地畑作農業 (dry farming) は連作に限界がある。地力を養うために、しばしば休閑地を必要とした。食用の小麦と飼料用の春麦の輪作からなる制度が完成したあとでも、地力回復のために休耕・放牧による畜糞の供給が不可欠であった。ヨーロッパの農業にとって「土地の割替え」はたいへん大きな仕事であり、領主がその役割を担い、農民に耕地割当てを強制した。農民の大部分はまた領主農場において、領主の直接指揮のもとで農耕に従事し、いささかの自主権もなかった。まさに農奴であった。これに対して日本の農民は小作地を借り受けて、自らの経営判断であったかも自作農のごとく働いた。日本では領主の直営地で働く農民の比率は限られており、人格的に従属する関係にはなかった。要するに、三圃制の耕地割替えと直営農場での労働を主体とするヨーロッパの農民が農奴的身分に陥るほかないのに対して、定められた小作料を支払ったあとは、余分の収穫を自らのものとしてできる日本の農民は、マナーの農

奴と比べてはるかに自由を謳歌していた。この実像を唯物史観学派は把握できなかった。

④ 武士階級の内部をみると、ヨーロッパの封建契約では領主と臣下が対等であったが、日本では大名と御家人の関係で、後者の立場が弱い。代表的なフランスの場合、戦国時代が長く続き、領主と家臣の関係はときには家臣の立場が強い局面さえ少なくなかった。つまり長引く戦争では、強い家臣をどれだけ臣下に集めることができるかが勝敗を決した。そこで強い騎士は、強い立場で領主と交渉して、その立場を強めた。では日本はどうか。朝河は日本では御家人の立場が弱く、領主（大名）の立場が強いことについて二つの理由を挙げている。戦国時代が短かったために、武力に優れた家臣がその立場を強める間もなく、信長・秀吉による天下統一が進んでしまった。加えて日本では、大化改新以来、中国の集権的政府（大一統）のイデオロギーを受け入れてきたので、大名と御家人が平等であるとする観念が育ちにくかった。

⑤ 総じて朝河の日本封建制論の際立った特徴は、水稲耕作のもつ意味を徹底的に考え抜いたこと、そこに着目して、直接的生産者すなわち農民の地位が同時代のヨーロッパよりもはるかに高かったことを指摘したことである。ずばり言えば、日本の小作農は農奴であるどころか、まさにその水田の経営者であった。この文脈においては、日本の農民の社会的地位はヨーロッパの農民と比べてはるかに高かったが、ほとんどの日本史家はヨーロッパの事情に疎いために、農奴的なヨーロッパの農民よりも、日本の農民はもつと奴隷的だとする間違ったイメージを抱き続けた。封建的という形容句はこの文脈で用いられ、日本の朝河研究は、その最も基本的部分で封建制（feudalism）理解を、三重に間違えて、人々を混乱させてきた。この混乱を克服すべき時期になって、現在もう一つの過ちが繰り返されようとしている。それは「封建制」の三文字を日本史から追放する「新たな逆流」である。これは盟の水と一緒に赤子を流してしまうに似た暴挙であろう。日本史を西欧史と比較する決定的なキーワードを放棄するならば、日本史解釈の独善化、孤立化をより深めることになる。封土という共通のモノサシを失うことによって日欧の歴史対話はますます混乱に陥るはずだ。

なぜ入来文書を陽画と呼ぶのか——海老澤氏に答える

入来院家に残された膨大な入来文書を発見して、朝河が『The Documents of Iriki』を出版したのは、一九二九年だが、その前後から、朝河伝説が語られるようになった。朝河の入来訪問がわずか一週間なのに、どうしてこのように大部の史料を書き写すことができたのか、その謎である。いくら天才でも、そんな離れ業ができるものではあるまい。いや、書き写している姿を見たという目撃証人がいる。現代のようにスキャナーやデジカメという新兵器があれば、転写は容易だが、当時、朝河はカメラを携帯していなかった。ではなぜ、筆写が可能であったのか。

実は答えは簡単だ。朝河は入来町を訪れて、入来文書の現物に触れる前に、その内容をあらかじめ理解していたのだ。こう書くと、もう一つの伝説を作るつもりかと非難されかねないが、実は入来文書のうち当事者が重要だと判断した文書かなりの部分は、『薩藩旧記』に転写されており、朝河はそれを東京大学の史料編纂所ですでに読んでいたのだ。したがって、朝河が熱心に書き写したのは、『薩藩旧記』に未収録の文書群に限られる。

では、朝河が入来を訪問中、初めて読んだ文書は、どの程度か。少しく乱暴な数え方をしてみよう。朝河の編集した『The Documents of Iriki』には、二五三篇の文書が収められている。このうち、『薩藩旧記』など、朝河が東京大学や東大寺百合文書では読むことができなかったものは、概算で約四割である。朝河が短い滞在の間、必死になって書き写した文書は、これである。この程度の分量ならば、一週間で書き写すことができるであろう。

実は、ここにもう一つの秘密がある。古文書は活字本とは異なるので、内容を理解できないことには書き写せない。朝河は一読して、ほとんど内容を理解できた事実が重要だ。なぜ理解できたのか。『薩藩旧記』から、その概要を知っていたからだ。たとえば寺尾家初代重経の「讓状」に関わる文書は一五通程度ある。このうち、①「將軍家政所下文案」（第三四号文書）、②「関東下知状」（第三五号文書）、③「関東裁許状」（第四一号文書）は、『薩藩旧記』にも収められている。「政所下文案」は執権北条時宗の花押入りの文書で、寺尾重通に対して寺尾村の地頭職など、父親重経の領地の相続を認めたものである。鎌倉時代においてこれ以上に権威をもつ文書はない。「関東下知状」は「政所下文」

よりは簡素化された形式だが、祖父重経の領地を孫娘竹鶴に相続させることを「鎌倉殿」（将軍）が認めたことを執権北条時宗が確認した文書である。「関東裁許状」は重経の後家である尼妙蓮らと先妻の子与一（為重、本名重貞）との相続争いに対して、執権北条時宗が認めた文書である。

このように鎌倉幕府から届く「下文」「下知状」「裁許状」などは、最も重視されていた文書であり、朝河が研究を始めたときには、すでに『薩藩旧記』に収められており、朝河はその内容を熟知していた。

朝河が入来で「発見した」のは、これらの決裁文書が幕府から届くに至る「前段階でのトラブル状況」と「事後の成り行き」を理解するための一族内部の私的文書であった。たとえば、「政所下文案」の背景として、重経が先妻の子与一を勘当した①「勘当状」（第二六号文書）、②重経の後妻妙蓮（第二九号文書）、妙蓮の子重通への讓状（第二八号文書）、そして孫娘竹鶴（第三〇号文書）宛てに書いていた讓状が続く。これらの「勘当状」「讓状」を追認・公認するために、③執権時宗が「下文」を書いたのである。天皇の諭旨や幕府の決済文書が利害当事者にとって依拠すべき準則になることは自明であり、これらは可能な限り大切に保存される。これは常識だ。しかしながら、その諭旨や下文という結論の歴史的意思是、その指示を必要とするに至った一族の内紛を知って初めて理解できる。朝河の比較法制「史」は、その部分の解説がカナメである。言い換えれば、歴史家・朝河の視線は、そのような公的文書が発出されるに至った私的事情を事実にして追求する。裁判ならば、原告があり、被告がいて、判決に至る。常識的には判決文がすべてであろう。しかしながら、歴史の真実を明らかにするためには、判決文を研究するだけでは不十分だ。朝河の歴史家としてのすごいところは、判例解説をもつて事足りりとするのではなく、ひらがなしか書けない訴え手の主張に耳を傾け、論駁する側の主張も細かく分析し、最後に判決の歴史の意味を考察するという周到な手続きを踏んで、鎌倉時代の武士家族の人間模様、権利関係の細部を描いたことである。鳥津家文書は量的には膨大だが、これを実証することは不可能なのだ。切断された細密画を二枚与えられても、両者を結ぶことは不可能だと朝河は強調している。これが鳥津家文書に対する朝河の評価である。天皇諭旨や関東（幕府）下知状の内容は十分に知り尽くしながら、

その背景を示す文書を朝河は渉猟し、ついに入来文書にたどり着いた。これが朝河による入来院ファミリー発見の物語である。

『正統的アカデミズム』の限界か——近藤成一論文を読む

近藤成一「朝河貫一と日本の歴史学界」⁽⁸⁾を読んで深い失望を禁じえない。朝河と黒板勝美との論争を紹介し、その論点を整理した「三封建制の起源と荘園の起源」の紹介は的確であり、さすがに専門家の分析だ。また朝河が強調した職 (shiki) の紹介も要点を抑えたものと評してよい。だが、これで終わり、とは腑に落ちない。初期の論文で、黒板の理解をはるかに超える斬新な封土論を提起した朝河は、その後、『The Documents of Inki』で論点を整理し、さらにその後も「封建制の性質」について思索を続けたのであるから、朝河の封建制論はその後、どう発展したのか、それを追求することは、この時代を専攻する歴史家の当然の課題ではなからうか。

朝河の「封建制の起源と荘園の起源」が書かれたのは一九一四—一五年であり、いわば初期朝河の成果である。マナーと庄の異同についてようやく朝河なりの一つの結論を得た時期の作品だ。その後、朝河は日欧封建制の比較研究に没頭し、一九二九年に『The Documents of Inki』を公刊し、一九三一年にセリグマン編『社会科学百科辞典』に「日本封建制」を執筆した。朝河の比較封建制研究を見てくると、朝河史学は、『The Documents of Inki』を経て、飛躍的に内容が充実したことは誰の目にも明らかだ。近藤が朝河史学の初心に取り組むのは歓迎するが、その後十数年の研鑽を経て、飛躍的に豊かになった朝河史学に取り組まないのはなぜか、解せない。むしろ誰にも研究テーマ選択の自由はあり、自由な選択は前提でなければならぬ。しかしながら、日本史の同じ時期を研究対象とする近藤論文が初期朝河で終わるのはどういうことか、まるで理解できない。近藤がこれまで執筆してきた何冊かの書籍は朝河史学とどのように関わるのか、もし見解が異なるとしたら、どの点でどのように異なるのか。それを明らかにしてほしい。朝河と同じ時代を扱う定年教授の分析に期待した私としては肩すかしを食わされた気分である。初期朝河はその問題

提起に際して、慎重のうえにも慎重な言葉を選ぶので、専門家にもわかりにくいことは黒板勝美の誤解が端的に証明している。しかしながら、朝河の思考もその後成熟し、『The Documents of Iriki』を経て日欧比較史の分析は、一方より深く、他方でもより簡明な説明に発展してきたと私は考えている。私が網野史学批判に際して要約した内容は過度の単純化という大方の批判を予想しているが、専門家ならば、門外漢の私よりも的確な解説が可能だと信ずるので、あえて苦言を呈しておく。

放送大学のテキスト『日本の古代中世』⁽⁸⁶⁾をめくると、鳥津家文書の付録程度にしか入来文書を扱っていないように見受けられる。これは朝河史学に対する根本的誤解を意味するのではないか。一例を挙げよう。近藤は鎌倉期の庄について、領家方と地頭方の「相論」(紛争)を解説し、それを解決するために「下地中分」(次頁八行へ参照)が行われたと薩摩日置北郷の図を解説した。そのあと、渋谷家初代定心から一〇代重豊までの土地の相続を解説し、分割相続が物理的限界に達して長子相続制(惣領制)が成立したと説いた。

率直に評するが、これでは鎌倉幕府成立の意味が説けないのではないか。論理が倒錯している。相模国渋谷庄を本拠地とした渋谷重国の孫・定心は、一二四七年の宝治合戦⁽⁸⁷⁾を闘い、恩賞(恩給)として薩摩の(のちに入来院と呼ばれる)所領を与えられ、地頭として赴任した。この経歴から明らかのように、渋谷一族は恩給として封土(封地)を与えられ、赴任した。

これとは対照的な生い立ちが鳥津一族である。鳥津忠久が頼朝によって鳥津庄地頭に任命されたのは一一八五年とされており、渋谷氏下向の六二年前になる計算だが、時期については疑問も多い⁽⁸⁸⁾。朝河は忠久の地頭就任一一九七年(三三歳)、守護就任は一二〇三年(三八歳)とみている。鳥津庄は、由来撰関近衛家を領家とする庄であり、京都の朝廷勢力と縁が深い。近衛という強い領家によって任命され、領家のために「下司として働いていた忠久」を頼朝は地頭に任じたものだ。忠久が庄の下司から頼朝の地頭に変身したといっても、どこまで鎌倉殿に忠誠を誓うかは保証の限りではあるまい。これが南九州における鎌倉幕府初期の影響力の限界であったと思われる。たかこそ幕府側は信

頼できる御家人渋谷氏を「もう一人の地頭」として、島津庄のすぐ近くに派遣し、島津側を困惑させたのである。

鎌倉幕府の影響力は当初は東国に限られていたが、その後、九州や畿内を含めて全国的政権として強化されていった（一一八三年頼朝の東国支配権を承認、一一八五年頼朝の地頭支配権を承認）ことは言うまでもない。地頭が設置された当初は、領家が地頭職の停止を要求したり、地頭による下地支配を「濫妨」とみなして領家側が訴えるケースもしばしば見られたが、「泣く子と地頭には勝てぬ」と言われるほどに、武力を背景として地頭の地位が強化されてくると、領家側は地頭の「非法」を訴える作戦に転じ、幕府の法廷も双方の主張を聞いて裁定するようになった。

幕府などが与える恩給に対して、有力寺社などへの寄進という方法で、一定の年貢を支払い、保護を求める動きも活発化し、「下地」（土地そのもの）とその「上分」（稲絹などの收穫物）をめぐる紛争はますます複雑化した。そこで成立したのが「下地中分」という和解案だ。水田や畑を分けて領家分・地頭分として、分割された田畑から收穫される稲絹などを領家分・地頭分の年貢とするやり方だ。その下地の上分は、すべてわがものとするという意味で「一円」と呼ばれた⁽⁸⁾。これは領家方と地頭方の紛争の解決策であるから、解決策の前に、地頭の台頭とその契機を作った、恩給地⇨封土⇨入来院下向の説明をすべきではないのか。庄内に生まれた私的武士の勢力が領家の影響力と拮抗するところまで成長した結果、下地中分のような解決策が生まれたのだ。

近藤は下地中分を説いたあとで、入来文書から、初代から一〇代に至る「讓状」を調べて分割相続が家督相続に至る経過を解説している。総領による家督相続に収斂した理由として、田畑が再分割できないほどに細分された事実を挙げている。なるほどこれは重要な条件だが、このほかに、戦争において兄弟が敵味方にわかれて戦う局面が現れたことへの反省や、また一族郎党を率いて武器を調達し大部隊を作り、戦闘を有利に進めて戦功を挙げ、恩給を得るといった封建制特有の事情も大きな要素として挙げるべきではないか。

要するに近藤の分析からは、入来文書が生まれながらに封土(田)として時代の推進力を果たしたこと、ここに島津家文書の欠落を補う入来文書の意味があり、朝河が着目したのは、まさにこの一点である史実が見えない。島津一